

# 改正植物防疫法に基づく鳥取県病虫害総合防除計画の策定について

令和6年3月

○令和4年に改正された植物防疫法（令和5年4月1日施行）に基づき、国が示す基本計画を踏まえ、県が令和5年度末までに総合防除計画を定めることとされたことから、新たに鳥取県病虫害総合防除計画を策定しました。

○改正植物防疫法に基づき、気候変動や人、モノの移動の増加を背景とした新たなリスクへの対応のため、緊急対応時における防除の実施体制を定めたほか、令和5年3月に公表した「鳥取県みどりの食料システム基本計画」で掲げられた化学農薬使用量の低減に向け、化学農薬に頼りすぎない、総合的な病虫害管理体系の確立と普及の推進を目指しています

## 本県計画の主な内容

○本県の実情に合わせた、108種の病虫害の総合防除技術の提示（うち、「植物防疫法施行規則第40条」により国によって定められている指定病虫害は67種）

○改正植物防疫法に基づく緊急対応時における防除の実施体制

## 参考：改正植物防疫法について

みどりの食料システム戦略  
関連法

植物防疫法の一部を改正する法律の概要

---

背景・趣旨

○ 温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景として、**有害動植物の侵入・まん延リスクが増加**。

- ・ **ミカンコミバエ種群について、近年、九州で多数の飛来が確認**
- ・ **旅行者の手荷物を介して持ち込まれる輸入禁止品が増加**



ミカンコミバエ種群

(頭)



2017年 2018年 2019年 2020年 2021年

■鹿児島県岡山・宇城 ■九州本土

(件)



2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年

■禁止品件数 ■訪日外国人数

- 化学農薬の使用に伴う**環境負荷の低減**が国際的に課題。
- 化学農薬に依存した防除により**有害動植物の薬剤耐性が発達**。  
⇒ **発生の予防も含めた、農業だけに頼らない総合的な防除への移行・普及が急務**。
- 加えて、**農林水産物・食品の輸出の促進**に伴う輸出検査ニーズの増大に的確に対応する必要。



(薬剤耐性の例)  
2015年頃からリンゴ黒星病の基幹防除剤であるDMI剤への耐性菌が発生

リンゴ黒星病

---

法律の概要

1. 侵入調査事業の実施及び緊急防除の迅速化

- ① 国内に存在することが確認されていない等の有害動植物の一部を対象に、国内への侵入の状況等を調査する事業（侵入調査事業）を法に位置付け。当該事業の対象有害動植物の侵入等を認めた者の通報義務を措置。【第16条の6・第16条の7・第16条の8】
- ② 農林水産大臣が、緊急防除の対象となる有害動植物について、防除内容等に係る基準をあらかじめ作成した場合には、当該有害動植物に対する緊急防除を行う際の告示による事前周知期間（30日間）を短縮。【第17条の2】
- ③ 緊急防除のうち告示を省略して実施することができる措置の内容を拡充。【第18条】

2. 発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告、命令等の措置の導入

- ① 指定有害動植物に関し、発生の予防を含めた防除を推進するための基本指針（国）、計画（都道府県）の制度を創設。加えて、都道府県知事は、当該計画において農業者が遵守すべき事項を定めることができるよう措置。【第22条の2・第22条の3】
- ② 都道府県知事は、農業者に対し、①の農業者が遵守すべき事項に即して必要な助言、指導を行うとともに、それに即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときに勧告、命令を行うことができるよう措置。【第24条の2・第24条の3】
- ③ 指定有害動植物の異常発生時に農林水産大臣が防除に関する指示をした場合には、都道府県知事は、農業者に対し、①の農業者が遵守すべき事項に即した防除が行われず、指定有害動植物の急激なまん延を防止するために必要があると認めるときに勧告、命令を行うことができるよう措置。【同上】